

議長（志村 忠昭）

これをもって、2番塩野拓二君の一般質問を終わります。

次に8番古川幸義君。

議員（古川 幸義）

8番、古川幸義です。

議長のお許しを頂きましたので、通告順に従いまして質問させていただきます。

質問は「地域活動との協働・支援のあり方について」

自治会とは、行政と地域住民を結ぶ基礎的な組織として、様々な行政サービスを協働で担うなど大変重要な役割を果たしております。

また、防犯・防災・環境美化活動・青少年育成・地域の見守りなど近年の課題は増大、多様化する中で、地域住民が安全・安心で生活できる地域づくりに向けた自治会活動は大変重要であります。

しかしながら、社会環境の変化や、価値観の多様化が進み、現状は自治会加入世帯の減少や、役員の高齢化、担い手不足、住民の地域活動への不参加・無関心など様々な課題を抱えております。

その反面、今後行政は、地縁組織としての自治会に地域活動との協働・支援の在り方について更なる期待をしているのは事実ではないでしょうか。

そこで次の質問をしてみたいです。

各自治会は、組織の構成が異なり、それぞれの地区によって世帯数・年齢層・役割分担・役員構成など違いがあり、また、地区による慣例慣習も異なっております。

その中で行政は様々な行政サービスを協働という形を各自治会にどの様に求めていくのかをお伺いいたします。

町長（丸尾 幸雄）

古川議員、ご質問の「行政と自治会との様々な行政サービスの協働について」の答弁をさせていただきます。

本町自治会は、各種広報物の配付、回覧、各種委員の推薦、防犯・防災・防火活動、環境美化活動など、これまでも地域住民の福祉の向上やコミュニティの醸成に大きく寄与するとともに、行政と地域住民を結ぶ基礎的な組織として、様々な行政サービスを協働で担うなど重要な役割を果たしていただいております。

しかしながら、議員ご指摘のとおり、近年、社会経済状況の変化による価値観の多様化や生活スタイルの変化、都市化や核家族化によるコミュニティ意識の希薄化が急速に進んでおり、本町のみならず全国的にも、地域における自治活動や互助活動の機能低下が課題となっているところであります。

そうした状況下、本町は、本年度「第6次多度津町総合計画」を策定し、「活

気にあふれた魅力的なまちづくり」の基本政策の一つとして、「コミュニティを軸とした協働のまちづくり」を掲げ、積極的に施策の推進に取り組んでいるところでございます。

そこで、行政と自治会など、地域コミュニティとの協働によるまちづくりの考え方についてでございますが、これまではまちづくりや地域課題への対応は、行政にゆだねられてきました。

しかし、これからのまちづくりは、個人でできることは、できる限り個人が行う自助、地域でできることは、できる限り地域の取り組みの中で解決する共助、それでも解決できない問題は行政が担う公助、このような「相互補完性の考え方」のもとで、自主・自立型の地域社会づくりを進めていく必要があると考えております。

例えば、防犯や防災、環境問題、高齢世帯や高齢者の生活支援、子育て支援、芸術やスポーツ、生涯学習の推進、補助金を活用したまちづくり事業など、「協働」と呼ばれている領域は多種多用です。

町民や行政がお互いの足りない部分を補完しながら、対等な立場で、共通の目的を持ち、それぞれの地域の実情にあった、安心・安全で暮らしやすい地域社会の実現を、今後進めていこうと考えておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

議員（古川 幸義）

町長がご答弁されたように、これからの自治会等地域、個々の住民に対して行政の在り方などこれからも協議して協働という形で関係を深め、私たち議員も一役を買い役立つよう努力したいと思っております。

またその繋がり大切さが重要でありますので、次の質問より細分化して質問いたしますのでよろしく願いいたします。

次の質問にまいります。

自治会組織と行政が協働する関係作りにむけて進展するのであれば、行政職員は各自治会に協議をしながら進める姿勢や積極的に向かう等の意識改革が必要と思われませんが、どの様な対応をされますかお伺いいたします。

町長公室長（中川 隆弘）

古川議員、ご質問の「行政職員の姿勢や意識改革について」の答弁をさせていただきます。

地域と行政が協働して事業を推進していくためには、これまで以上に、職員一人ひとりの協働に対する意識と理解を深める必要があると考えております。

このため、地域活動や協働に関する職員研修等を充実し、協働事業をコーディネートできる能力の向上に努めてまいりたいと考えております。

また、職員一人ひとりも多度津町民の一人として、地域の一員として、積極的に地域の行事や活動に参加・協力し、普段からの地域との双方向のコミュニケーションづくり、信頼関係づくりに取り組んでまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

議員（古川 幸義）

自治会の会合や協議の上で住民との説明会などにおいて、例えば新しい手法などを職員からアドバイスを受けるなどの協力などはお考えではないでしょうか。

またそれを具体的に言えば、会議などでパワーポイントなどを使った方法など色々案がございますが如何でしょうか。

町長公室長（中川 隆弘）

古川議員の再質問にお答えいたします。

この協働という形は新しい考え方、新しい公共というふうな考え方の中で今後進められていくと思います。

今、議員さんがおっしゃられたようにこれから職員もこの協働という意味の理解を更に深めて、様々な研修等も充実しながらプレゼンテーションであるとかそういうことを自治会の皆さんとも意見交換をしながら、まずは信頼関係を築くことが重要であると、そこからが第一歩の出発点であると考えておりますので、ご理解を賜りたいとよろしくお願い致します。

議員（古川 幸義）

それでは次の質問に入らせていただきます。

行事や会議の重要性を議論する上で、必要によっては休日や平日夜間の時間帯などに設定する配慮が必要と思えますがどうお考えでしょうか。

町長公室長（中川 隆弘）

古川議員、ご質問の「休日や平日夜間の時間帯を設定する配慮について」のご答弁をさせていただきます。

協働のまちづくりを推進するためには、近年、各種委員、関係団体、有識者、地域の代表者等が懇談会や意見交換会、ワークショップ、研修会等、様々な行事や会議に参加し、政策提案や計画策定に関わる機会が求められているところでございます。

これまでも、自治連合会総会や自治衛生組織連合会総会、総合計画策定に係るまちづくり委員会など、自治会や地域の関係者の皆様が多数出席されます会議等につきましては、休日や平日夜間等を開催しているところでありますが、引き続き、行事や会議の必要性をまずは十分に議論しながら、会議の種類や参加する構成メンバーにもよりますが、必要に応じて関係者の皆様が

より参加しやすい、休日、平日夜間、また開催場所等にも配慮してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げ、答弁とさせていただきます。

議員（古川 幸義）

公室長から回答をいただいたように、現在、夜間の開催、休日の開催などされてはおりますが、住民が一番自治会に対して問題としているのは住民が役員になりたくない理由の一つが平日の会議であります。

就業されている方は中々有休が取れない、休めないなどの理由がありますのでその状況を考慮していただきたいと思います。

これは要望です。

次の質問に入ります。

行政の委託業務として広報の配布・回覧、掲示物など依頼している中、各自治会から印刷物が多い、回数が頻繁など色々な意見が出ていますが、もっと柔軟なシステムや、簡単な方法など従来の業務を整理し、改善を図る工夫が必要と思われませんがどう対応いたしますか。

答弁お願いいたします。

町長公室長（中川 隆弘）

古川議員、ご質問の「広報配付物の整理・改善等について」の答弁をさせていただきます。

現在、広報等、各種配付回覧物につきましては、広報等が月1回（原則月初め）、全戸配付・回覧が月2回（原則第2、第4金曜日）に集約して、その年間配付スケジュールを5月の自治連合会総会にて事前に周知をし、ご協力をいただいているところでございます。

自治会による配付回覧につきましては、広報やホームページと並んで行政情報の有効な伝達手段の一つと考えておりますが、配付依頼ができるだけ自治会への負担にならないよう、引き続き、内容の厳選や依頼事項の調整、また周知方法の多様化に努めてまいりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

議員（古川 幸義）

答弁していただきましたが、配布物が全ての住民に必要なものなのか、また疑問に思う住民の方もいらっしゃると思いますが、アンケートを取り、意見を収集し、対応の配慮もお願いしたいと思います。

これは要望であります。

次に質問させていただきます。

各自治会では、様々な状況が変化しているなか、本町では自治会に対し、財政的な支援を行っていますが、現状はどのような支援を行っておりますかお答え

願います。また今後支援をどのような形で行うかも併せてお伺いいたします。

総務課長（矢野 修司）

古川議員の、自治会に対し「現状はどのような財政支援を行っていますか」とのご質問にお答えいたします。

平成27年度中の実績でご説明いたしますと、自治会振興費として、自治会協力員手当が平成27年度決算額で、341万4,000円ございます。

これは自治会の世帯数に対し、1世帯あたり500円を自治会に助成するものでございます。

また多度津町自治連合会への補助金として75万円ございます。

また、防犯対策費として、防犯灯設置補助金が5万円、これは、防犯灯を新設した自治会に対し、1灯あたり1万2,500円を上限に設置費の補助を行うもので、平成27年度では3自治会に4灯の補助を行いました。

また、自治会でのゴミ収集について、自治会のリサイクル奨励への報償費として、再生資源回収奨励金が、1,188万7,687円ございました。

これはゴミ収集によるリサイクル売却益について、自治会の構成人数により、その端数を除きほぼ全額を各自治会へ分配するものでございます。

以上の財政支援につきましては、今後も継続して実施していく所存でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（古川 幸義）

総務課長さんが答弁されました有形の支援は分かりますが、財源があって支援できることであります。

では市町では、個々に支援内容は違っております。

補助金とは別に支援として自治会、また関連の会合の場所の無料化などの支援は必要と思われそうですがいかがでしょうか。

総務課長（矢野 修司）

ただ今の古川議員の再質問にお答えを致します。

現状行っておる財政支援以外の部分での会合場所の無料化等々の支援は行う気持ちはあるのかと、予定はあるのかというご質問かと思えます。

現実、実際のところ各単位自治会での会合につきましては各自治会が持っております自治公民館、そういった部分はおそらく無料で使用できるようになっておるかと思えます。

しかしながら自治公民館を持たない自治会も当然あることも事実であります。

また地区の連合会等々が役員会をする時も、当然のことながら地域の自治公民館等の利用が可能かと思えますが、そういう時にも使用料が発生するとい

うのも事実かと思えます。

そういった部分につきましては、古川議員のご指摘がございましたが、先程私が答弁の中で申し上げました各自治会に対します協力員手当、或いはリサイクルの奨励金、こういったものを財源として、そういった用途に充てていただきたいとこういうふうにご理解賜りますようお願い申し上げます。

議員（古川 幸義）

答弁ありがとうございます。

各質問が多いので次の質問にまいります。

各地区から、各種委員の推薦が難しくなっているのが現状ですが、どの様に対応していくのでしょうか、お伺いいたします

町長公室長（中川 隆弘）

古川議員、ご質問の「各種委員の推薦が難しい現状にある」との質問について答弁をさせていただきます。

各種の委員委嘱につきましては、それぞれ地域における役割、委嘱内容、人数など、時代にあった制度の見直し等を、引き続き、検討してまいりたいと考えております。

その上で、自治会が推薦しやすい時期の設定、少子高齢社会を踏まえた推薦基準（例えば年齢の幅を少し広げる等）や推薦方法など、また、委員の仕事の種類や内容によっては、自治会の推薦と例えば公募制を併用するなど、今後柔軟に対応してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

議員（古川 幸義）

再質問ではありませんが、各委員でなり手のない各委員は、なぜそういうふうになっているのかということをご今後分析して解決策としていただきたいと思います。

次の質問に入ります。

各自治会・地区に対して生活支援・介護予防サービスの充実、地域の見守りなど、行政と各自治会・地区に対して、協働として取り組み協力を依頼して進めておりますが、現状として役員の高齢化、担い手不足等から組織が弱体化しているのが現実であります。

地域が今後目指す方針や、意識の統一などやらなければいけないことは理論上判っているのですが、実際においては出来ないのが現状です。

この実態をどうお考え、これからどう対応いたしますかお伺いいたします。

福祉保健課長（藤原 安江）

古川議員、ご質問の「生活支援・介護予防サービスの充実、地域の見守り

などの取組について」の町としての考え、対応についてお答えいたします。  
団塊の世代が75歳以上となります2025年を目途に、介護が必要になっても住み慣れた地域で、自分らしく人生の最後まで生活し続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が包括的に確保される体制として、地域包括ケアシステムの構築が求められています。

本町におきましても、地域の自主性や主体性に基づき、地域の支え合いによる地域包括ケアシステムづくりに昨年度より取り組んでいます。

今後、高齢者のひとり暮らしや夫婦のみの世帯が増え、調理、買物、洗濯、掃除等の生活支援を必要とするケースが増加してまいります。このような生活支援ニーズに公的な介護保険サービスのみでは、対応できないことから、高齢者の安心安全な生活を支える仕組みづくりが課題となっております。

そこで、高齢者の在宅生活を支えるためNPO・社会福祉協議会・シルバー人材センター等の協力を得ながら、新しい多様な生活支援・介護予防サービスについても勉強会を定期的で開催し、来年4月より始まります総合事業の準備をしているところでございます。

また、高齢化の進展、地域のつながりの希薄化、住民の無関心、担い手不足等の地域の課題がある中、これまで以上に「自助」「互助」「共助」「公助」をうまくつなぎ合わせ、意識的に「互助」の強化を行わなければならないと考えております。

この考え方は、介護保険制度における地域包括ケアシステムづくりに特化した考えであります。

「自助」とは、自分の力で介護予防活動に取り組んだり、健康維持のために検診を受けたり、受診を行うといった、自発的に生活課題を解決する力であります。

「互助」とは、家族、友人、仲間など、個人的な関係性を持つ人間同士が助け合い、それぞれが抱える生活課題をお互いが解決し合う力で、地域住民やNPOなどによる、ボランティア活動などの支援で費用負担が保障されていないものをいいます。

ここで「共助」とは、制度化された相互扶助であります。

介護保険や社会保障制度、医療、保険は、ここに位置づけられています。

最後に「公助」は、「自助」「互助」「共助」でも支えることができない問題に対して、最終的に対応する制度で、例えば、生活困窮に対する生活保護や虐待問題などの公的な判断のもと支援を行う必要があるものでございます。

このような位置づけから、4つの「助」が深く関連し、最大限の効果を発揮

することが求められています。

また、本町におきましては、「生活支援体制整備事業」にも積極的に取り組み、「他人事」になりがちな地域づくりを住民が「我が事」として考え、主体的に「地縁組織」を復活させ、「生き活きとしたまちづくり」を推進しております。

具体的には、新たな有志による協議体をつくり、住民自らがまちづくりのメンバーやコーディネーターとなって継続的に活躍していこうという仕組みであります。

昨年12月に開催しました「支えあいのまちづくり」講演会を皮切りに4回の座談会を開催し、「多度津町をどんな町にしたいか」「自分達に何ができるか」ということを話し合っていました。

その結果、この仕組みづくりの趣旨に賛同いただいたメンバー17名が最終的に決まり、10月には、町より「生活支援体制協議体員」の委嘱をする予定でございます。

これからは、定期的に協議会を開催し、メンバーの中からリーダー的存在のコーディネーターを選出していただき、そのコーディネーターを中心にまちづくりに取り組み、具体的な「助け合い活動」を創り出していきたいと考えております。

そのために行政、社会福祉協議会、地域包括支援センターが共に協議体活動を支援してまいります。

最後に「地域の見守り」については、これまでも自治会、民生委員や福祉保健推進員の方に役割を担っていただいておりますが、これからも皆様に協力をいただき、さらに見守り活動が強化できるよう、新しい地縁組織ができるよう働きかけたいと考えております。

以上答弁とさせていただきます。

議員（古川 幸義）

丁寧な答弁ありがとうございました。

要望事項ですが、これから無縁社会は遠い存在と認識しておりましたが、近くにどんどんと本町まで忍び寄ってくるのが現状かなと思っております。

解決策をまず協働として求めていくべきと思っておりますのでよろしくお願い致します。

最後の質問にまいります。

自主防災組織の結成を行政は、各自治会に推薦しておりますが、各自治会においては、高齢化、役員として担い手がいないなど、組織運営する上において、様々な問題があり、実践していく事は厳しいのが現実であります。

しかしながら、防災組織図では、総務班長・情報班長・消火班長・救出班長

などと、他にも役割が定められておりますが、組織図においてただ記載することはたやすいが、実践し配備するのは事務的に無理なのが現状であります。ただ事務的に決め記載するだけでなく、行政側にとっても自治会としても決して良い方法とは思えませんが、どの様にお考えでしょうかお伺いいたします。

総務課長（矢野 修司）

古川議員の、「自主防災組織の組織運営」についてのご質問にお答えいたします。

自主防災組織については、地域の防災力向上を目的とし災害時の共助を円滑に行うため、結成をお願いしているところであります。

過去の災害においても、日頃からの地域のつながりこそが、災害時に最も効果を発揮することが再認識されております。

本町においては自治会が日常における地域のつながりの要となっていることから、各自治会において災害時も地域で支え合う体制作りをお願いするため、自主防災組織の結成を推進しているところでございます。

議員ご指摘のとおり、自主防災組織が様々な機能を果たすことができるよう、総務班や情報班、消火班、救出班等を設け、組織化するよう、自主防災組織の手引きに示されております。

その一方で、高齢化や核家族化、ライフスタイルの多様化により、地域活動の中心となる役員や地域活動の担い手が不足しており、自主防災組織においても自治会がベースとなって設立はしたものの、その活動を十分に行うことが難しい団体があることも事実でございます。

担い手不足を解消するため、全国的には自主防災組織の広域化の動きが広がっており、複数の自治会が合同で結成したり、自治会の枠を越えて任意で設立するなどの事例も見受けられますが、既に結成している場合は、地域ごとに状況や意見が食い違ったり温度差があったり、現実的にはかなりの調整が必要であると考えております。

町内においても、自治会の枠を越えて有志で結成された団体や、複数の自治会が一緒になって結成しようとする動きもありますが、数が少ないのが現状でございます。

本町においては、担い手となる方の知識習得のため、防災士資格取得の費用を助成する制度を本年度創設したところであり、是非多くの方にこの制度を活用頂きたいと考えております。

災害対策については、一朝一夕になるものではなく、できることから少しずつ取り組んでいくステップアップ方式が極めて重要であると考えております。

それぞれの地域において現状や課題を話し合い、優先順位を決めてできることを一つずつ着実にやっていっていただきたいと考えております。

例えば、総会の際に防災情報メールを全員で登録してみる、また、お祭りの際に配る景品に防災用品を入れてみる等の取組みは比較的簡単にできる地域の防災対策であるように思います。

また、側溝や水路の清掃も台風や大雨に対する防災対策になっていると考えることもでき、既に取り組んでいる活動が防災対策に繋がっているともいえます。

机上で組織体制を検討する作業も大切なことではありますが、防災を日常に結び付け、少しの工夫や少しの努力でできることを各自や地域で積み重ね、実践的な防災力を向上させることが自主防災組織の本来の目的であるをご理解いただきますようお願い申し上げます。

議員（古川 幸義）

詳しいご答弁どうもありがとうございました。

再質問ではありませんが、要望事項として述べさせていただきます。

防災は、自分の身は自分で守る、この意識がどれだけ浸透しているか改めて自治体に問う問題であります、自ら問う問題でもあります。

「協働」は、協力して働くことが大事であり、「協働」は、地域個人の協働であります。

行政はこの大事なことをより多くの住民に発信していく使命があります。

我々自治会も議会も協働精神を忘れることなく、実践していくのが使命であると認識し、古川幸義の質問を終わらせていただきます。

どうもありがとうございました。

議長（志村 忠昭）

これをもって、8番古川幸義議員の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩に入ります。

再開は、11時ちょうどにしたいと思っておりますので、よろしくお願い致します。